

第 6

仮貯蔵、仮取扱承認の申請

1. 申請区分

原則として、貯蔵又は取扱いの区分毎に1場所1件とする。

ただし、危険物の管理が一元的に行われ、取扱い作業について一体的な管理及び監督等がなしうるものについては、一の申請として差し支えない。

2. 期間の特例

原則として、仮貯蔵又は仮取扱（以下「仮貯蔵等」という。）をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、反復して行ってはならないが、次に定める場合は、反復して仮貯蔵等を行うことができる。

- (1) 災害の復旧現場
- (2) 埠頭
- (3) 承認後に承認時の事情に変化があり、承認を更新することが安全に支障がないと認める場合
- (4) 前後の承認の間に連続性のない場合
- (5) その他、反復して仮貯蔵等を行うことがやむを得ないと消防長又は消防署長が認めた場合

ただし、この場合には、再度承認申請（火災予防上支障なく、かつ、仮貯蔵等の内容にも変動がなければ、再申請時において添付図書等を省略することができる。）を必要とする。

3. 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の記載要領

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の記載要領については、第2編（P5）を参照すること。

4. 仮貯蔵等の場所

行事等で多人数が集まり又は通行することが予測される場合には、避けさせること。

やむを得ず仮貯蔵等を行う場合にあっては、火災予防上注意することは勿論、盗難等の防犯上からも十分な安全を確保するとともに、第三者が容易に立ち入ることができない措置を講ずること。

- (1) 屋外における仮貯蔵等
 - ① 湿潤でなく、排水及び通風の良い場所とし、かつ、その周囲には、不燃材料で造った柵等を設けて、明確に区画すること。
 - ② 柵等の周囲には、貯蔵し又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第365号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号に掲げる区分の幅の概ね1/2以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合には、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね1/2以上の空地を保有すること。
- (2) 屋内における仮貯蔵等
 - ① 建築物は、壁、柱、はり及び屋根を不燃材料又は耐火構造とし、かつ、出入口は防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。
 - ② 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区画すること。
 - ③ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

- (3) 埠頭における仮貯蔵等
他の船舶の入出港及び荷役を考慮すること。

5. 貯蔵又は取扱い方法

貯蔵又は取扱いの方法は次によること。

- (1) 類を異にする危険物は、原則として同一区画の場所に貯蔵しないこと。
- (2) 貯蔵又は取扱いの基準は、政令第24条、第25条、第26条及び第27条に定める技術上の基準に準じること。
- (3) 作業時間以外は、盗難、放火等（以下「盗難等」という。）を防止するため、原則として屋内に貯蔵し、かつ、施錠すること。
また、屋外にあっては、堅固な柵又は監視装置を設ける等により盗難等の対策を講じることとし、かつ、在庫管理も十分行うこと。

6. 屋外に貯蔵することができる危険物

屋外に貯蔵することができる危険物は、屋外貯蔵所の基準の例によること。（P3参照）

7. 危険物の取扱責任者

仮貯蔵等の際には、取り扱う危険物に応じた危険物取扱者又はその取扱方法に熟知した者を配置するものとする。

8. 電気設備

電気設備については、製造所の電気設備の例によること。

9. 消火設備

消火設備は、次によること。

- (1) 指定数量が100倍未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、第5種消火設備を2個以上設けること。
- (2) 指定数量が100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、第4種消火設備を1個以上及び第5種消火設備を2個以上有効に配置すること。
- (3) 仮貯蔵又は仮取扱をしようとする場所の周囲に、既に消火設備が設けられている場合で、有効であると認められる場合は、前(1)、(2)によらないことができる。

10. 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、仮貯蔵又は仮取扱の旨を標示した掲示板（承認年月日、承認番号及び承認期間並びに類別、品名、数量及び取扱責任者を記載）を掲げるものとする。

11. 実体把握

仮貯蔵等の承認期間中は、次の事項について実体把握に努めるものとする。

- (1) 消火設備の適否
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い及び保安管理体制の状況
- (3) 承認の際に与えられた指示事項等